入札説明書【電子入札対象案件】
（総合評価方式による契約方式）

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部「既存ストックにおける総合水回り改修に関する調査検討業務」に係る掲示に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

なお、本件は、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の業務である。

１　入札公告の掲示日
令和３年１月 18 日（月）

２　発注者
東京都新宿区西新宿六丁目５番１号　新宿アイランドタワー
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部　本部長　田島　満信

３　業務概要
（１）業務名
既存ストックにおける総合水回り改修に関する調査検討業務
（２）業務内容
主な業務内容は以下のとおりである。
・浴室系雑排水管等水回りに関する諸元調査
・浴室系雑排水管等水回り改修企画および方針案の作成
・水回りを中心とした総合改修プラン案の作成
（３）業務の詳細な説明
本業務の業務内容は、「既存ストックにおける総合水回り改修に関する調査検討業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）、及び「既存ストックにおける総合水回り改修に関する調査検討業務特記仕様書」（以下「特記仕様書」という。）のとおり。
（４）成果物
成果物は、特記仕様書６のとおりである。
（５）履行期間
履行期間は、以下のとおり予定している。
契約締結日の翌日から令和３年 10 月 29 日まで
（６）本業務においては、申請書の提出（ただし、資料は持参するものとする。）及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。（様式は、機構ホームページ→入札・契約情報→電子入札→電子入札運用基準からダウンロードし、申請書提出までに下記６(2)②の首都圏入札課へ「紙入札方式参加承諾願」を２部提出すること。）

４　競争参加資格
（１）次の①から④に掲げる資格を満たしている単体企業であること。
① 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成 16 年独立行政法人都市再生機構達 95 号）第 331 条及び第 332 条の規定に該当する者でないこと。
② 当機構東日本地区における平成 31・32（令和元・２）年度測量業者・土質調査業者・建設コンサルタント等に係る一般競争（指名競争）参加資格を有している者で、「調査」の業種区分の認定を受けていること。
③ 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
④ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する業者若しくはこれに準ずるものでないこと。

（詳細は、当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得、契約関係規定→入札関連様式及び標準契約書等→標準契約書等について→別紙暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者、を参照。）
(https://www.ur-net.go.jp/order/lrmhph00000000db-att/bouryokudantouteigi240117.pdf)

（２）平成 22 年度以降に受注し、完了した、以下に記載する「同種業務」又は「類似業務」において１件以上の実績（再委託による業務の実績を含む）を有すること。

同種業務：鉄筋コンクリート造の既存共同住宅における排水設備に関する調査検討業務
類似業務：鉄筋コンクリート造の既存共同住宅における機械設備に関する調査検討業務

（３）以下の②に示す条件を満たし、①の実績を有する管理技術者を当該業務に配置できること。

① 次の実績を有する者であること

一級建築士、設備設計一級建築士、建築設備士、技術士（衛生工学部門）、一級管工事施工管理技士いずれかの資格を有する者で、上記（２）に示す「同種業務」又は「類似業務」の実績が１件以上ある者。

② 恒常的な雇用関係

配置予定管理技術者は、申請書及び資料の提出期限日時点において恒常的な雇用関係があるものであること。なお、前述の雇用関係がないことが判明した場合は、「虚偽の記載」として取り扱う。

（４）本業務における再委託については、共通仕様書 17 によるものとする。

５　総合評価に関する事項

（１）総合評価の方法

１）技術評価点の算出は、以下のとおりとし、最高点は 60 点とする。

技術評価点＝（技術評価点の最高点数＝60）×（技術点／技術点の満点）
技術点＝（①から④に係る評価点）

また、技術点の算出は、申請書及び資料の内容に応じて次の①から④の評価項目毎に評価を行い、技術点を与えるものとし、満点は 60 点とする。

① 企業の業務実績
② 予定管理技術者の経験及び能力
③ 実施方針
④ 評価テーマに関する技術提案

２）価格評価点の評価方法は、以下のとおりとし、価格点は 30 点とする。

価格評価点＝価格点×（１－入札価格／予定価格）

３）総合評価は、入札者の申し込みに係る上記①から⑤により得られた技術評価点と入札者の入札価格から求められる価格評価点の合計値（以下「評価値」という。）をもって行う。

（２）落札者の決定方法

入札参加者は「価格」、「企業の業務実績」、「予定管理技術者の経験及び能力」、「実施方針」、「評価テーマに関する技術提案」をもって入札を行い、入札価格が当機構であらかじめ作成した予定価格の制限の範囲内である者のうち、上記（１）によって得られる評価値の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求条件を全て満たした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

なお、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、くじ引きにより落札者となるべき者を決定する。

（３）技術点を算出するための基準

申請書及び資料の内容について、以下の評価項目についてそれぞれ評価を行い、技術点を算出する。

<table>
<tr><th rowspan="2">評価項目</th><th colspan="3">評価の着目点</th><th rowspan="2">評価点</th></tr>
<tr><th colspan="2"></th><th>判断基準</th></tr>
<tr><td rowspan="2">企業の業務実績</td><td rowspan="2">専門技術力</td><td>業務遂行技術力</td><td>様式－２－１
平成 22 年度以降に受注し、完了した同種業務又は類似業務等の実績（再委託による実績を含む。）を以下の順位で評価する。記載する業務は２件までとする。
①同種業務の実績が２件。
②同種業務の実績がある。
③類似業務の実績がある。</td><td>① 10
② 5
③ 0</td></tr>
<tr><td>企業独自の取組み</td><td>様式－２－２
ワーク・ライフ・バランスを推進する企業を評価するものとして次に掲げるいずれかの認定を受けている。
・女性活躍推進法に基づく認定等（えるぼし認定企業等）
・次世代法に基づく認定（くるみん・プラチナくるみん認定企業）
・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）
①上記認定のいずれかの認定を受けている。
②上記認定のいずれの認定も受けていない。</td><td>① 2
② 0</td></tr>
<tr><td>予定管理技術者の経験及び能力</td><td>専門技術力</td><td>業務執行技術力</td><td>様式－３
平成 22 年度以降に受注し、完了した同種業務又は類似業務等の実績（再委託による実績を含む。）を以下の順位で評価する。記載する業務は２件までとする。
① 管理技術者又は担当技術者の立場で従事した同種業務の実績を２件有している者。
② 管理技術者又は担当技術者の立場で従事した同種業務の実績を１件有している者。
③ 管理技術者又は担当技術者の立場で従事した類似業務の実績を１件以上有している者。</td><td>① 8
② 4
③ 0</td></tr>
<tr><td rowspan="2">実施方針</td><td colspan="2">業務理解度</td><td>様式－７
業務の目的、条件、内容の理解度が高く、配慮事項等が的確に反映されている場合に優位に評価する。
【評価の視点】
業務実施方針、業務上の課題や目指す成果に対する考え方が適切であるか。
ＵＲ既存ストックの水回り設備等に関する知見を有し、本業務に求める課題解決方策に対する考え方が適切か。</td><td>10 点
満点</td></tr>
<tr><td colspan="2">実施体制</td><td>様式－７
配置技術者の経験、資格、人数、代替要員の確保等、業務を遂行する上での体制等が確保されている場合に優位に評価する。
【評価の視点】
業務に対する実施体制、業務スケジュールが適切に提案され、情報収集および評価分析等の業務にかかる作業の業務分担が適切になされているか。</td><td>10 点
満点</td></tr>
<tr><td>評価テーマに関する技術提案</td><td colspan="3">様式－８
評価テーマ「 UR 賃貸の既存ストックにおける浴室系雑排水管を含む水回り設備の改修を円滑に推進し、商品性を向上させるための着眼点及び配慮事項について」
上記テーマについて、的確性（与条件との整合性が取れているか等）、実現性（提案内容が理論的に裏付けされており説得力のある提案となっているか等）及び実現手法を考慮して総合的に評価する。</td><td>20 点
満点</td></tr>
</table>

（４）本業務に関する積算基準

本業務に係る積算基準については、下記のとおり閲覧できるものとする。

閲覧場所：下記６（１）に同じ。

閲覧期間：令和２年２月８日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 10 時から午後４時まで（ただし、正午から午後１時の間は除く。）。

閲覧にあたっては、事前に下記６（１）へ閲覧日時を連絡の上、閲覧すること。

（５）評価内容の担保

落札者は、技術提案書の内容を契約書及び業務計画書に明記し、その内容を適切に履行すること。契約書に明記された技術提案書の内容が受注者の責により実施されなかった場合は、業務成績評定を減ずる等の措置を行う。

６　担当支社等

（１）申請書及び資料について

〒163-1382　東京都新宿区西新宿六丁目５番１号　新宿アイランドタワー18 階

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部　設計部　ストック改修課

電話　03-5323-2454

（２）平成 31・32（令和元・２）年度の競争参加資格の申請等について

①　申請方法

当機構ＨＰを参照　http://www.ur-net.go.jp/order/info.html

②問い合わせ先

〒163-1382　東京都新宿区西新宿六丁目５番１号　新宿アイランドタワー19 階

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部　総務部　首都圏入札課

電話 03-5323-2588

７　競争参加資格の確認

（１）本業務の参加希望者は、４に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料を提出し、本部長から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

４（１）②の認定を受けていない者も次に従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、４（１）①、③、④、（２）、（３）に掲げる事項を満たしているときは、開札のときにおいて４（１）②に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において４（１）②に掲げる事項を満たしていなければならない。

この場合、下記のとおり事前に一般競争参加資格の申請を行うこと。

【一般競争参加資格の申請】

①　提出期間：令和３年１月 18 日（月）から令和３年２月２日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前 10 時から午後４時（ただし、正午から午後１時の間は除く。）まで

②　問い合わせ先：上記６(2)②に同じ。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者、競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

（２）申請書及び資料の提出方法、期間及び場所

①　申請書の提出方法、期間及び場所

提出方法：申請書は電子入札システムで提出すること。ただし、やむを得ない事由により、東日本賃貸住宅本部本部長の承諾を得て紙入札による場合は、内容を説明できる者が持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

提出期間：令和３年１月 18 日（月）から令和３年２月８日（月）までの土曜日、日曜２日及び祝日を除く毎日、午前 10 時から午後４時まで（ただし、正午から午後１時の間は除く。）。

提出場所：電子入札システムによる場合は、６（2）②に同じ。

紙入札による場合は、原本を次に提出する。

〒163-1382　東京都新宿区西新宿六丁目５番１号 新宿アイランドタワー18 階

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部　設計部　ストック改修課

電話　03-5323-2454

② 資料(様式１～８及び関連資料)の提出方法、期間及び場所

提出方法：資料は、あらかじめ提出日時を下記提出場所に連絡のうえ、内容を説明できる者が持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。（電子入札システムによる場合も持参するものとする。）

提出期間：上記①と同じ。

提出場所：〒163-1382　東京都新宿区西新宿六丁目５番１号 新宿アイランドタワー18 階
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部　設計部 ストック改修課
電話　03-5323-2454

（３）申請書は、様式－１により作成すること。

（４）資料は、次に従い作成すること。なお、同種業務又は類似業務の実績については、業務が完了し引渡しが済んでいるものに限り記載すること。

また、「企業の平成 22 年度以降に完了の実績」（様式－２－１）に記載する業務、「予定管理技術者の経歴、平成 22 年度以降に完了の同種業務又は類似業務の実績」（様式－３）に記載する業務について、当該業務の業務名、契約金額、履行期間、発注者、受注者、業務内容等の確認ができるもの（契約書、仕様書等）の写しを提出すること。これらに不足があると評価ができないため留意すること。

同種業務又は類似業務の実績と配置予定管理技術者の同種業務又は類似業務の要件が異なる場合があるので、確認の上作成すること。

① 企業の実績

４（２）に掲げる要件を満たす業務の実績を様式－２－１に記載すること。記載する業務は最大２件とし、１件につき１枚以内に記載すること。

② 予定管理技術者

４（３）に掲げる要件を満たす配置予定管理技術者の資格、同種業務又は類似業務の経歴を様式－３に記載すること。

資格等を証明する資料として、保有資格の資格証の写しを添付すること。

同種業務又は類似業務の経歴に記載する業務は最大２件とし、様式－３に１枚以内で記載する。

③ 業務拠点

本業務の拠点（予定管理技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ）の所在を様式－６に記載すること。

④ 業務実施体制

業務の分担を様式－４に記載すること。配置予定の管理技術者及び配置予定担当技術者の総数を記載すること。

⑤ 業務実施方針

本業務の実施方針を様式－７に記載すること。記載にあたっては、Ａ４判１枚以内に簡潔に記載すること。

本業務を行うために必要となる履行体制及び人員が確保されていない場合は、業務の履行が充分になされない恐れがあるとみなすことがある。

⑥ 技術提案

評価テーマに関する技術提案を、様式－８に記載すること。

本業務の内容に沿った評価テーマに対する取り組み方法を具体的に記載すること。その記載にあたっては、概念図、出典の明示できる図表、既往成果等を用い表現しても支障はないところである。記載にあたっては、Ａ４判２枚以内に記載すること。

技術提案の提出がない場合や、内容がほとんど記載されておらず、提案内容が判断できない場合、業務の目的及び内容に反する記述や事実誤認等があり、適切な業務執行が妨げられる内容となっている場合及び、実施方針、技術提案の整合性が図られていない場合は、資格がないとみなすことがある。

⑦ 登録状況

平成 31・32（令和元・２）年度測量業者・土質調査業者・建設コンサルタント等に係る一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の写しを様式－５に添付すること。

ただし、認定申請中の場合は、受付票又は受付通知票の写しを添付すること。

なお、認定通知書、受付票、受付通知票のいずれの書類もない場合は、その旨を上記６（２）に連絡すること。

（５）電子入札システムで提出する場合の注意事項

電子入札システムにより申請書及び資料等を提出する場合は、ファイル形式はWord2010形式以下のもの、Excel2010形式以下のもの、PDF形式又は画像ファイル（JPEG形式及びGIF形式）で作成すること。

ファイルを圧縮して提出する場合は、LZH又はZIP形式を指定するものとする。ただし、自己解凍方式は指定しないものとする。

契約書などの印がついているものは、スキャナーで読み込み本文に貼り付けること。

（６）競争参加資格の確認及び評価は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和３年３月２日（火）に電子入札システムにて通知する。（紙により申請した場合は、紙にて郵送（発送）する。）

（７）その他

① 提出された申請書及び資料は、返却しない。

② 本部長は、提出された申請書及び資料を、入札参加者の選定以外に提出者に無断で使用しない。なお、資料を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。

③ 提出期限以降における申請書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。

④ 申請書及び資料の作成にあたり、様式の電子データを希望する場合は、６（１）に申し出ること。

８　苦情申し立て

（１）競争参加資格がないと認められた者は、本部長に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

①　提出期限：令和３年３月８日（月）　午後４時

②　提出場所：６（１）に同じ

③ 提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、本部長の承諾を得た場合は、書面を提出場所に持参するものとし、電送によるものは受け付けない。

（２）本部長は、説明を求められたときは、令和３年３月15日（月）までに説明を求めた者に対し電子入札システム（書面による説明要求の場合は、書面）により回答する。ただし、一時期に苦情件数が集中する等合理的な理由があるときは、回答期間を延長することがある。

（３）本部長は、申し立て期間の徒過その他客観的かつ明らかに申し立ての適格を欠くと認められるときは、その申し立てを却下する。

（４）本部長は、（２）の回答を行ったときには、苦情申し立て者の提出した内容及び回答を行った内容を電子入札システムにより遅滞なく公表する。（書面による説明要求の場合は、苦情申立者の提出した書面及び回答を行った書面を閲覧による方法により遅滞なく公表する。）

９　入札説明書に対する質問

（１）この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。

①　提出期限：令和３年３月２日（火）　午後４時

②　提出場所：６（１）に同じ

③　提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、本部長の承諾を得た場合は、質問書を持参し、次の場所に提出するものとする。

〒163-1382　東京都新宿区西新宿六丁目５番１号 新宿アイランドタワー18 階
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部　設計部 ストック改修課
電話 03-5323-2454

（２）上記(1)の質問に対する回答書は、電子入札システムにより閲覧に供するが、紙により質問書を提出した者の回答及び機構からの補足訂正事項等を閲覧に供する場合もあるので、電子入札にて提出した者も必ず下記の閲覧場所にて閲覧すること。

①　閲覧期間：令和３年３月８日（月）から令和３年３月 12 日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 10 時から午後４時（ただし、正午から午後１時の間は除く。）まで

②　閲覧場所：〒163-1382　東京都新宿区西新宿六丁目５番１号 新宿アイランドタワー18 階

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部 設計部　閲覧コーナー

10　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

（１） 入札日時：令和３年３月 15 日（月）　午前 10 時から正午まで（予定）
開札日時：令和３年３月 16 日（火）　午前 10 時（予定）（２）提出方法：電子入札システムにより提出すること。
ただし、本部長の承諾を得た場合は、上記６(2)に持参すること。（郵送または電送によるものは受け付けない。）

（３）開札場所：〒163-1382　東京都新宿区西新宿六丁目５番１号　新宿アイランドタワー19階
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部　入札室

11　入札方式等

（１）入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、本部長の承諾を得た場合は、紙により独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部首都圏入札課に持参すること。郵送又は電送による提出は認めない。また、書面により持参する場合における入札書の様式は、電子入札ホームページ（https://www.ur-net.go.jp/order/e-bid.html）に公開している「入札書（電子入札用）」によることとし、当該入札書には、電子くじ番号として任意の３桁の数字を必ず記入すること。

（２）落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

（３）落札者がいないときは、ただちに再度の入札を行うものとする。

（４）入札執行回数は、原則として２回を限度とする。

12　入札保証金及び契約保証金　免除

13　開札

開札は電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと（電子入札システムにて入札を行う場合は、立ち合いは不要。）。

紙による入札参加者が１回目の開札に立ち会わない場合でも、当該紙による入札参加者の入札は有効として取り扱われるが、再度入札を行うこととなった場合には、当機構からの連絡に対して再度入札に参加する意志の有無を直ちに明らかにすること。

14　入札の無効

本説明書において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札、当機構ホームページの「入札（見積）関連様式について」に掲載の「入札（見積）心得書（https://www.ur-net.go.jp/order/sanka.html）」において示した条件等、入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、本部長により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時において４に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

15　落札者の決定方法

上記５（２）による。

16　手続きにおける交渉の有無　無

17　契約書作成の要否

契約書案（機構ホームページの「入札・契約情報」に掲載）により、契約書を作成するものとす

る。

18　支払条件
支払は、前払い30%以内、完了払とする。

19　関連情報を入手するための照会窓口
６（２）に同じ。

20　その他の留意事項
（１）入札参加者は、機構ホームページ（https://www.ur-net.go.jp/）の「入札・契約情報」に掲載されている入札心得（電子入札用の入札心得を含む。）及び契約書案並びに電子入札運用基準を熟読し、入札心得及び電子入札運用基準を厳守すること。
（２）申請書及び資料に虚偽の記載をした場合においては、申請書及び資料を無効とすると共に、虚偽を記載した者に対して指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
（３）管理技術者は担当技術者を兼任することができるものとする。
（４）落札者は、申請書及び資料に記載した配置予定の技術者を当該業務に配置すること。また、申請書及び資料の記載した予定管理技術者は、原則として変更できない。ただし、退職、病休、死亡等のやむをえない理由より変更を行う場合には、同等以上の技術者であることについて発注者の了解を得なければならない。
（５）再委託による業務の実績は、再委託願の承諾を受けた業務について実績要件を認めるものとする。
（６）当該業務の実施については、関係法令等を厳守すること。
（７）本業務は、建設コンサルタント等成績評定対象業務である。受注者には、業務完了後、業務成績評定点を通知する。付与した業務成績評定点は、将来、建設コンサルタント等業務発注時に価格以外の評価項目として使用することがある。
（８）受注者は、提示した実施方針や業務実施体制に係る提案どおり業務を履行できない状況が発生した場合は、発注者と協議すること。なお、協議の上、受注者の責により実施方針等が履行されない場合は、業務成績評定減点とする場合がある。
（９）受注者は、個人情報等の取り扱いに関する「個人情報等の保護に関する特約条項」（別添1）を、「契約書」と併せて、同日付けで締結するものとする。
(10) 受注者は、外部電磁的記録媒体に関する「外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項」（別添2）を契約書と併せて、同日付で締結するものとする。
(11) 電子入札システムは、土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～１月３日を除く毎日、８時30分から20時00分まで稼動している。
システムを停止する場合等は、電子入札ホームページ「お知らせ」において公開する。
(12) システム操作マニュアルは、ＵＲ都市機構　入札・契約情報　電子入札のホームページに公開している。
(13)　障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。
①　システム操作・接続確認等の問い合わせ先
電子入札総合ヘルプデスク　電話：0570-021-777
電子入札ホームページ https://www.ur-net.go.jp/order/e-bid.html
②　ＩＣカードの不具合等発生時の問い合わせ先
ＩＣカード取得先のヘルプデスクへ問い合わせすること。ただし、申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、下記へ連絡すること。
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
総務部　首都圏入札課　電話：03-5323-2588
(14)　入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、下記に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので必ず確認を行うこと。この確認を怠った場合には、以後の入札手続に参加できなくなる等の不利益な取扱いを受ける場合がある。
・競争参加資格確認申請書受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
・競争参加資格確認申請書受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
・競争参加資格確認通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

・辞退届受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
・辞退届受付票（電子入札システムから自動発行、受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
・日時変更通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
・入札書受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
・入札書受付票（電子入札システムから自動発行、受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
・入札締切通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
・再入札通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
・再入札書受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
・落札者決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
・決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
・保留通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
・取止め通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
・中止通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
・見積依頼通知書（不落随契に移行した場合のみ。通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
・見積書受信確認通知（不落随契に移行した場合のみ。電子入札システムから自動通知）
・見積締切通知書（不落随契に移行した場合のみ。通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

21　独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところ。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとするので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行うこと。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなす。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表することがある。

（１）公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

① 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること

② 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長担当職以上の職を経験した者（課長担当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

（２）公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

① 当機構の役員経験者及び課長担当職以上経験者（当機構ＯＢ）の人数、職名及び当機構における最終職名

② 当機構との間の取引高

③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

３分の１以上２分の１未満、２分の１以上３分の２未満又は３分の２以上

④ １者応札又は１者応募である場合はその旨

（３）当機構への提供を求める情報

① 契約締結日時点で在職している当機構ＯＢに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

（４）公表日

契約締結日の翌日から起算して 72 日以内

以　上

（様式－１）

競争参加資格確認申請書

令和　　年　　月　　日

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
　本部長　田島　満信　殿

（提出者）　住　所
商号又は名称
代表者氏名　　印
（作成者）　担当部署
氏　名
電話番号
ファクシミリ番号

令和３年１月 18 日付けで公告のありました「既存ストックにおける総合水回り改修に関する調査検討業務」に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成 16 年独立行政法人都市再生機構達第 95 号）第 331 条及び第 332 条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

１　入札説明書７（4）①に定める企業の実績を記載した書面　様式-２－１　様式-２－２
２　入札説明書７（4）②に定める配置予定管理技術者の資格、同種業務又は類似業務の経歴を記載した書面　様式-３
３　入札説明書７（4）④に定める業務の分担を記載した書面　様式-４
４　入札説明書７（4）⑦に定める平成 31・32（令和元・２）年度測量業者・土質調査業者・建設コンサルタント等に係る一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の写し　様式-５
５　入札説明書７（4）③に定める本業務の拠点の所在を記載した書面　様式-６
６　入札説明書７（4）⑤に定める本業務の実施方針を記載した書面　様式-７
７　入札説明書７（4）⑥に定める評価テーマに関する技術提案を記載した書面　様式-８

注）返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（392 円）の切手を貼った長３号封筒を申請書と併せて提出して下さい。電子入札システムによる申請の場合は不要。

（様式－２－１）

企業の平成 22 年度以降に完了の業務の実績

業務名	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住　所 電話番号	
業務の概要※１	

※１　記入に際し、１件あたり本様式１枚とし、２件ある場合は本様式をコピーして作成すること。また、記載した業務については、以下に示す資料を添付すること。提出された資料から、以下に示す諸元が読み取れないと評価ができません。

・当該業務の業務名称、契約金額、履行期間、発注者・受注者、業務対象建物の用途、業務内容等が確認できる書類（契約書や仕様書等の写し）。

・下請受注の場合は、下請に係る契約書の写し、及び下請受注した業務が資格要件に該当することが分かる書類（発注者から元請先への再委託承諾書等の写し）。

※２　業務の実績内容は、評価項目の評価の判断資料に含まれる。

（様式－２－２）

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標について適合状況

※１～３の全項目について、該当するものに〇を付けること。
※それぞれ、該当することを証明する書類（認定通知書の写し・一般事業主行動計画策定・変更届（都道府県労働局の受領印付）の写し）を添付すること。
※「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要領」第２条に規定する同要綱の対象となる外国法人については、*様式例２*の様式を使用すること。

１　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

〇　プラチナえるぼしの認定を取得している。

【　該当　・　該当しない　】

〇　えるぼし３段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目３：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【　該当　・　該当しない　】

〇　えるぼし２段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目３：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【　該当　・　該当しない　】

〇　えるぼし１段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目３：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【　該当　・　該当しない　】

〇　一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定・届出をしており、かつ、常時雇用する労働者が300人以下である。

【　該当　・　該当しない　】

２　次世代育成支援対策推進法に基づく認定

〇　プラチナくるみんの認定を取得している。

【　該当　・　該当しない　】

〇　「くるみん認定」（新基準）を取得している。

【　該当　・　該当しない　】

〇　「くるみん認定」（旧基準）を取得している。

【　該当　・　該当しない　】

３　青少年雇用促進法に基づく認定

〇　青少年雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定）を取得している。

【　該当　・　該当しない　】

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標について適合状況
（「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要領」第２条に規定する同要綱の対象となる外国法人の場合）

※１～３の全項目について、該当するものに○を付けること。
※それぞれ、該当することを証明する書類（内閣府男女共同参画局長による認定等相当確認通知書の写し）を添付すること。

１　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

○　プラチナえるぼしの認定に相当している。

【　該当　・　該当しない　】

○　えるぼし３段階目の認定に相当しており、かつ、「評価項目３：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【　該当　・　該当しない　】

○　えるぼし２段階目の認定に相当しており、かつ、「評価項目３：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【　該当　・　該当しない　】

○　えるぼし１段階目の認定に相当しており、かつ、「評価項目３：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【　該当　・　該当しない　】

○　一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定している状態に相当しており、かつ、常時雇用する労働者が300人以下である。

【　該当　・　該当しない　】

２　次世代育成支援対策推進法に基づく認定

○　プラチナくるみんの認定に相当している。

【　該当　・　該当しない　】

○　「くるみん認定」（新基準）に相当している。

【　該当　・　該当しない　】

○　「くるみん認定」（旧基準）に相当している。

【　該当　・　該当しない　】

３　青少年雇用促進法に基づく認定

○　青少年雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定）に相当している。

【　該当　・　該当しない　】

（様式－３）

予定管理技術者の経歴、平成 22 年度以降に完了の同種業務又は類似業務の実績

<table>
<tr><td rowspan="4">予定管理技術者</td><td colspan="3">氏名：</td></tr>
<tr><td colspan="3">現所属・役職：</td></tr>
<tr><td colspan="2">資格名※1
（登録番号：　　取得年月日：　　）</td><td>実務経験：
年　　ヶ月</td></tr>
<tr><td rowspan="2">同種又は類似業務の実績</td><td colspan="2">業務分類※２：
業務名：
契約金額：
履行期間：
発注機関名、住所、電話番号：
業務の概要※３：</td></tr>
<tr><td colspan="2">業務分類※２
業務名：
契約金額：
履行期間：
発注機関名、住所、電話番号：
業務の概要※３：</td></tr>
</table>

※１　関連機関による登録の証明書を添付すること。

※２　業務分類には、入札説明書４（２）に示す「同種業務」、「類似業務」のいずれかを記載する。

※３　業務の概要は、入札説明書４（２）に示す「同種業務」、「類似業務」に関して、自ら従事した実績のうち「同種業務」を優先して２件まで記載すること。記載した業務については、以下に示す資料を添付すること。提出された資料から、以下に示す諸元が読み取れないと評価ができません。

・当該業務の業務名称、契約金額、履行期間、発注者・受注者、業務対象建物の用途、業務内容等が確認できる書類（契約書や仕様書等の写し）。

・下請受注の場合は、下請に係る契約書の写し、及び下請受注した業務が資格要件に該当することが分かる書類（発注者から元請先への再委託承諾書等の写し）。

（様式－４）

業務実施体制（１）

	氏　名	所属・役職	担当する分担業務の内容
管理技術者			
担当技術者	配置予定人数　　人		

注：氏名にはふりがなをふること。

業務実施体制（２）

分担業務の内容	備　　考

注：業務の分担について記載する（業務分担を行わない場合は記載する必要はない。）。

（様式－５）

建設コンサルタント登録規程に基づく登録状況

平成 31・32（令和元・２）年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定書の写し

（様式－６）

本業務の拠点

住所	
電話番号	
ファクシミリ番号	
会社名	
役職名　代表者氏名	

（様式－７）

実施方針

業務理解度（業務の目的、条件、内容の理解度及び配慮事項等）
実施体制※（業務内容を充分理解し、予定担当技術者の経験等を加味した実施体制の提案）

※　業務実施体制には、予定担当技術者の想定される業務経験等（例：一級建築士取得後の実務経験○年等）を加味し作成すること。

（様式－８）

評価テーマに対する技術提案

評価テーマ：UR 賃貸の既存ストックにおける浴室系雑排水管等の水回り設備の改修を円滑に推進し、商品性を向上させるための着眼点及び配慮事項について

注：提案は、基本的な考え方を文章で簡潔に記述すること。文章を補完するための資料（概念図、出典の明示できる図表、既往成果等）を添付することができる。

別添１

個人情報等の保護に関する特約条項

発注者及び受注者が令和３年　月　日付けで締結した「既存ストックにおける総合水回り改修に関する調査検討業務」の契約（以下「本契約」という。）に関し、受注者が、本契約に基づく業務等（以下「業務等」という。）を実施するに当たっての個人情報等の取扱いについては、本特約条項によるものとする。

（定義）

第１条　本特約条項における個人情報等とは、発注者が提供及び受注者が収集する情報のうち、次に掲げるものをいう。

一　個人情報（独立行政法人の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第２条第２項に規定する個人情報をいう。）

二　本契約に基づく業務により知り得た個人情報

三　その他、通常公表されていない情報

四　発注者の権利利益を侵害するおそれのある情報

（個人情報等の取扱い）

第２条　受注者は、個人情報等の保護の重要性を認識し、業務等の実施に当たっては、個人及び発注者の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

（管理体制等の報告）

第３条　受注者は、個人情報等について、取扱責任者及び担当者を定め、管理及び実施体制を書面（別紙様式１）により報告し、発注者の確認を受けなければならない。また、報告内容に変更が生じたときも同様とする。

（秘密の保持）

第４条　受注者は、個人情報等を第三者に漏らしてはならない。また、本契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

（適正な管理のための措置）

第５条　受注者は、個人情報等について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の適正な管理のための必要な措置を講じなければならない。

（収集の方法）

第６条　受注者は、業務等を処理するために個人情報等を収集するときは、必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用等の禁止）

第７条　受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等を、本契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（個人情報等の持出し等の禁止）

第８条　受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等を受注者の事業所から送付及び持ち出し等してはならない。

（複写等の禁止）

第９条　受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等を複写し、又は複製してはならない。

（再委託の制限等）

第10条　受注者は、発注者の承諾があるときを除き、個人情報等を取扱う業務等について、他に委託してはならない。

２　受注者は、前項の規定に基づき他に委託する場合には、その委託を受ける者に対して､本特約条項に規定する受注者の義務を負わせなければならない。

３　前２項の規定は、第１項の規定に基づき委託を受けた者が更に他に委託する場合、その委託を受けた者が更に他に委託する場合及びそれ以降も同様に適用する。

（返還等）

第11条　受注者は、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等について、不要となったときは速やかに、本契約終了後は直ちに発注者に返還し又は引渡さなければならない。

２　受注者は、個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等について、発注者の指示又は承諾により消去又は廃棄する場合には、復元又は判読が不可能な方法により行わなければならない。

（事故等の報告）

第12条　受注者は、本特約条項に違反する事態が生じた、又は生じるおそれのあるときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

（管理状況の報告等）

第13条　受注者は、個人情報等の管理の状況について、発注者が報告を求めたときは速やかに、本契約の契約期間が１年以上の場合においては契約の始期から６か月後の月末までに（以降は、直近の報告から１年後の月末までに)、書面（別紙様式２）により報告しなければならない。

２　発注者は、必要があると認めるときは、前項の報告その他個人情報等の管理の状況について調査することができ、受注者はそれに協力しなければならない。

３　受注者は、第１項の報告の確認又は前項の調査の結果、個人情報等の管理の状況について、発注者が不適切と認めたときは、直ちに是正しなければならない。

（取扱手順書）

第14条　受注者は、本特約条項に定めるもののほか、別添「個人情報等に係る取扱手順書」に従い個人情報等を取扱わなければならない。

（契約解除及び損害賠償）

第15条　発注者は、受注者が本特約条項に違反していると認めたときは、本契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

本特約条項締結の証として本書２通を作成し、発注者と受注者が記名押印の

上、各自１通を保有する。

令和　年　月　日

発注者　住所
氏名　独立行政法人都市再生機構
印

受注者　住所
氏名
印

（別添）

個人情報等に係る取扱手順書

個人情報等については、取扱責任者による監督の下で、以下のとおり取り扱うものとする。

１　個人情報等の秘密保持について

個人情報等を第三者に漏らしてはならない。
※業務終了後についても同じ

２　個人情報等の保管について

個人情報等が記録されている書類等（紙媒体及び電磁的記録媒体をいう。以下同じ。）及びデータは、次のとおり保管する。

(1)　書類等

受注者の事務所内のキャビネットなど決められた場所に施錠して保管する。

(2)　データ

①　データを保存するＰＣ及びスマートフォンやＵＳＢメモリ等の記録機能を有する機器・媒体、又はファイルについては、パスワードを設定する。また、そのアクセス許可者は業務上必要最低限の者とする。

②　①に記載するＰＣ及び機器・媒体については、受注者が支給及び管理するもののみとする。※私物の使用は一切不可とする。

３　個人情報等の送付及び持出し等について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、受注者の事務所から送付及び持ち出し等してはならない。ただし、発注者の指示又は承諾により、個人情報等を送付及び持ち出しをする場合には、次のとおり取り扱うものとする。

(1)　送付及び持出しの記録等

台帳等を整備し、記録・保管する。

(2)　送付及び持出し等の手順

①　郵送や宅配便

複数人で宛先住所等と封入文書等に相違がないことを確認し、送付する。

②　ファクシミリ

原則として禁止する。ただし、やむを得ずファクシミリ送信を行う場合は、次の手順を厳守する。

・送信先への事前連絡

・複数人で宛先番号の確認
・送信先への着信確認
※初めての送信先の場合は、本送信前に、試行送信を実施すること

③　電子メール

個人情報等は、メールの本文中に記載せず、添付ファイルによる送付とする。添付ファイルには、パスワードを設定し、パスワードは別途通知する。

また、複数の送信先に同時に送信する場合には、他者のメールアドレスが表示されないように、「bcc」で送信する。

④　持出し

運搬時は、外から見えないように封筒やバック等に入れて、常に携行する。

4　個人情報等の収集について

業務等において必要のない個人情報等は取得しない。

また、業務上必要な個人情報等のうち、個人情報を取得する場合には、本人に利用目的を明示の上、業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

5　個人情報等の利用及び第三者提供の禁止について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務等の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

6　個人情報等の複写又は複製の禁止について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等を複写し、又は複製してはならない。

7　個人情報等の返還等について

①　業務等において不要となった個人情報等は、速やかに発注者に返還又は引渡しをする。

②　発注者の指示又は承諾により、個人情報等を、消去又は廃棄する場合には、シュレッダー等を用いて物理的に裁断する等の方法により、復元又は判読が不可能な方法により消去又は廃棄する。

8　個人情報等が登録された携帯電話機の使用について

発注者の指示又は承諾により、携帯電話機に個人情報等を登録し、使用する場合には、次のとおり取り扱うものとする。

(1)　パスワード等を用いたセキュリティロック機能を設定する。

(2)　必要に応じて、亡失防止用具（ストラップ等）の使用等により、亡失の

防止に努める。

(3)　電話帳への個人の氏名・電話番号・メールアドレス等の登録（住所及び個人を特定できる画像は登録しない。）は、業務上必要なものに限定する。

(4)　個人情報等が含まれたメール(添付されたファイルを含む。)及び画像は、業務上不要となり次第、消去する。

9　事故等の報告

個人情報等の漏えいが明らかになったとき、又はそのおそれが生じたときは、直ちに発注者に報告する。

10　その他留意事項

独立行政法人は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）に基づき、個人情報を取り扱わなければならない。

この法律の第７条第２項において、『独立行政法人等から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合には、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。』と規定されており、**業務受注者についても本法律の適用対象**となる。

したがって、本法律に違反した場合には、第50条及び第51条に定める罰則規定により、懲役又は罰金刑に処される場合があるので、留意されたい。

11　特記事項

※必要に応じ記載

別紙様式１

平成　年　月　日

株式会社＊＊＊＊＊
代表取締役　＊＊　＊＊　印

個人情報等に係る管理及び実施体制

契約件名：

１　取扱責任者及び取扱者

	部　署 役　職	氏　名	取扱う範囲等
取扱責任者	○○部△△課 課長		
取 扱 者	○○部△△課 係長		＊＊＊地区に係る～～～
	○○部△△課 主任		＊＊＊地区に係る～～～
	○○部△△課 		＊＊＊地区に係る～～～

２　管理及び実施体制図

（様式任意）

別紙様式２

平成　年　月　日

独立行政法人都市再生機構
　○○支社長　○○　○○殿

株式会社＊＊＊＊＊
代表取締役　＊＊　＊＊　印

個人情報等の管理状況

次の契約における個人情報等の管理状況について、下記のとおり、報告いたします。

契約件名：

記

１　確 認 日　　平成　年　月　日

２　確 認 者　　取扱責任者　○○　○○

３　確認結果　　別紙のとおり

以　上

（別紙）管理状況の確認結果

【管理する個人情報等】

確　認　内　容	確認結果	備考
1　管理及び実施体制		
平成　　年　　月　　日付けで提出した「個人情報等に係る管理及び実施体制」のとおり、管理及び実施している。		
2　秘密の保持		
個人情報等を第三者に漏らしていない。		
3　安全確保の措置		
個人情報等について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の適正な管理のための必要な措置を講じている。		
《個人情報等の保管状況》		
①　個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等は、受注者の事務所内のキャビネットなど決められた場所に施錠して保管している。		
②　データを保存するＰＣ及びスマートフォンやＵＳＢメモリ等の記録機能を有する機器・媒体、又はファイルについては、パスワードを設定している。		
③　アクセス許可者は業務上必要最低限の者としている。		
④　②に記載するＰＣ及び機器・媒体については、受注者が支給及び管理しており、私物の使用はしていない。		
《個人情報等の送付及び持出し手順》		
①　発注者の指示又は承諾があるときを除き、受注者の事務所から送付又は持出しをしていない。		
②　送付及び持出しの記録を台帳等に記載し、保管している。		
③　郵送や宅配便について、複数人で宛先住所等と封入文書等に相違がないことを確認し、送付している。		

確　認　内　容	確認結果	備考
④ ＦＡＸについては、原則として禁止しており、やむを得ずＦＡＸ送信する場合は、次の手順を厳守している。 ・初めての送信先の場合は、試行送信を実施 ・送信先への事前連絡 ・複数人で宛先番号の確認 ・送信先への着信確認		
⑤ ｅメール等について、個人情報等は、メールの本文中に記載せず、添付ファイルによる送付としている。		
⑥ 添付ファイルには、パスワードを設定し、パスワードは別途通知している。		
⑦ １回の送信において送信先が複数ある場合には、他者のメールアドレスが表示されないように、「bcc」で送信している。		
⑧ 持出しについて、運搬時は、外から見えないように封筒やバック等に入れて、常に携行している。		
4　収集の制限		
個人情報等を収集するときは、業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集している。		
《個人情報等の取得等手順》		
① 業務上必要のない個人情報等は取得していない。		
② 業務上必要な個人情報等のうち、個人情報を取得する場合には、本人に利用目的を明示している。		
5　利用及び提供の禁止		
個人情報等を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供していない。 ※発注者の指示又は承諾があるときを除く。		
6　複写又は複製の禁止		
個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等を複写し、又は複製していない。 ※発注者の指示又は承諾があるときを除く。		
7　再委託の制限等		
個人情報等を取扱う業務について、他に委託し、又は請け負わせていない。 ※発注者の承諾があるときを除く。		
【再委託、再々委託等を行っている場合】		
再委託先、再々委託先等に対して、特約条項に規定する受注者の義務を負わせている。		
8　返還等		
① 業務上不要となった個人情報等は、速やかに発注者に返還又は引渡しをしている。		

確　認　内　容	確認結果	備考
② 個人情報等を消去又は廃棄する場合には、シュレッダー等を用いて物理的に裁断する等の方法により、復元又は判読が不可能な方法により消去又は廃棄している。		
9　携帯電話機の使用		
① パスワード等を用いたセキュリティロック機能を設定している。		
② 必要に応じて、亡失防止用具（ストラップ等）の使用等により、亡失の防止に努めている。		
③ 電話帳への個人の氏名・電話番号・メールアドレス等の登録（住所及び個人を特定できる画像は登録しない。）は、業務上必要なものに限定している。		
④ 個人情報等が含まれたメール（添付されたファイルを含む。）及び画像は、業務上不要となり次第、消去している。		
10　事故等の報告		
特約条項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちに発注者に報告し、指示に従っている。		
11　取扱手順書の周知・徹底		
個人情報等の取扱者に対して、取扱手順書の周知・徹底を行っている。		
12　その他報告事項		
（任意記載のほか、取扱手順書等特記事項があればその対応を記載する。）		

※　確認結果欄等への記載方法

確認結果	記載事項
適切に行っている	○
一部行っていない	△
行っていない	×
該当するものがない	－

＊「△」及び「×」については備考欄にその理由を記載する。

別添２

外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項

発注者及び受注者が令和３年　月　日付けで締結した「既存ストックにおける総合水回り改修に関する調査検討業務」の契約（以下「本契約」という。）に関し、受注者が、本契約に基づく業務等（以下「業務等」という。）を実施するに当たっての外部電磁的記録媒体の取扱いについては、本特約条項によるものとする。

（定義）

第１条　本特約条項における外部電磁的記録媒体とは、情報が記録され、又は記載される有体物である記録媒体のうち、電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、情報システムによる情報処理の用に供されるもの（以下「電磁的記録」という。）に係る記録媒体（以下「電磁的記録媒体」という。）で、サーバ装置等に内蔵される内蔵電磁的記録媒体以外の記録媒体（ＵＳＢメモリ、外付けハードディスクドライブ、ＣＤ－Ｒ、ＤＶＤ－Ｒ等）をいう。

（外部電磁的記録媒体の取扱い）

第２条　受注者は、別添「外部電磁的記録媒体に係る取扱手順書」に従い外部電磁的記録媒体を取扱わなければならない。

（解除及び損害賠償）

第３条　発注者は、受注者が本特約条項に違反していると認めたときは、本契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

本特約条項締結の証として本書２通を作成し、発注者と受注者とが記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　年　月　日

発注者　住所

氏名　独立行政法人都市再生機構

印

受注者　住所

氏名

代表取締役